

京都市情報公開審査会答申第84号の概要

答申年月日	平成20年10月21日
請求内容	違反建築物処理経過表
所管課	都市計画局建築指導部建築監察課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 通報の状況、現場調査の内容、関係者とのやり取り、是正指導の内容等が一連の経過は、公開することにより、特定事業者による違反行為の詳細を広く社会に知らしめることとなり、特定事業者の社会的評価の低下や取引先との関係悪化、製造している製品の売れ行き低下等を招く可能性があり、同種同業の事業者との競争に影響を与え、事業活動上の正当な利益を害すると判断される。</p> <p>(2) 現場調査による違反建築物内部の状況や違反建築物の是正指導の際の事情聴取等、特定事業者の関係者とのやり取りを公開することにより、特定事業者の製造している製品や製造ライン等の操業に関する情報が明らかとなり、同種同業の事業者との競争に影響を与え、事業活動上の正当な利益を害すると認められる。</p> <p>(3) さらに、特定事業者による事業活動に関する情報は、条例第7条第2号ア又はイで規定する公開に対する公益上の必要性があるとはいえない。</p> <p>2 条例第7条第6号に該当することについて</p> <p>(1) 是正命令等の処分を行う前に処分を受ける可能性の有無が分かってしまうことから、違反者が是正意欲を低下させ、行政指導の実効性が損なわれるなど、違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(2) また、これらの情報を公開すると、特定事業者の違反行為の詳細を広く社会的に知らしめることになり、現在、行政指導に従っている特定事業者が当職に対して不信感を持つなど、今後、違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(3) さらに、通報者からの陳情、当職が行った違反者に対する是正指示・指導・勧告等の経過及び内容が詳細に分かることとなり、違反建築物の是正指導対応の傾向を把握できるため、他の建築物の違反の助長を引き起こすこととなり、他の違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(4) 違反建築物に関する周辺住民からの通報は、違反建築物を早期に発見する上で非常に有益な情報入手手段の一つであり、当職は、通報者に関する情報を非公開の前提で受理しており、公開することにより、その後の通報者と違反者との関係悪化を招き、通報者からの情報が得にくくなることで、当職が適切な是正指導の方針を立てられないなど、違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
不服申立人の主張	<p>1 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 違反建築物の是正指導に関する情報の公開が特定事業者の事業活動上の地位等正当な利益を害するというが、違反企業に正当な利益などは存在しない。</p> <p>(2) 今回の違反企業のように建設に携わった業者と共に計画段階より違反を認識しながら、告発を受け、処理経過が公表されることにより関係者が事業活動への悪影響を危惧することなどは不可解である。</p> <p>(3) また、工場の住環境への影響を軽視するが、無作為に測定した記録によるもの</p>

	<p>かどうか分らない。</p> <p>(4) 早朝の始業5時半からの車両の出入り、騒音、異臭は四方民家に囲まれた現工場の状態をみれば環境悪化に他ならない。仮に影響が少なければ京都市では違反が許されるのか。悪質な違反企業に対し当局が無意味な配慮をすべきではない。</p> <p>2 条例第7条第6号に該当することについて</p> <p>(1) 違反建築物の適正な是正指導において違反建築物処理経過表の公表に起因する諸事情と、当該違反行為を社会に知らせることによる今後の違反防止の功罪をどのように考えるのか。同種業者との競争を懸念し、当該業者を擁護することは不当競争、不当利得を容認することにはほかならない。</p> <p>(2) 行政指導の段階での情報開示の弊害を挙げているが、早期処理を怠ったためである。情報を公開することで、違反建築物の指導対応の傾向が明らかとなって、他の違反を冗長することを懸念することは正常な指導を怠って早期解決への努力が欠如しているためである。</p> <p>(3) 違反者が十分な情報を示さず、適切な指導方針が立てられないというが、現状において過去1年半の情報の蓄積があり、不足しているものがあるのか。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、建築基準法上の用途違反があった違反建築物の是正指導の詳細な経過を記した違反建築物処理経過表である。</p> <p>違反建築物処理経過表には、表紙部分に違反場所、主要用途、構造等、違反条項、台帳番号、台帳登載日及び建築主並びに主な是正指導の措置として、通報等受理日、現場調査日、出頭指示日、出頭日、勧告書通知日、などの基本的な事項が記載されており、次頁以降には個別の是正指導事項の経過が時系列に記載されている。また、図面、写真及び参考資料などが本表の是正指導事項に対応し編綴されている。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>「通報者、近隣住民又は職員に係る個人の氏名、住所、電子メールアドレスなど個人を特定し得る部分又は個人の言動や評価」及び「特定事業者の従業員又は代理者等に係る個人の氏名、住所など個人を特定し得る部分又は個人の言動や評価」のうち、個人の氏名、住所など個人を特定し得る部分、又は市に対する通報行為などの中で明らかとなった当該個人の言動や評価のうち個人が特定される部分については、当該個人のプライバシー情報であって通常他人に知られたいと認められる。</p> <p>3 条例第7条第1号及び第4号に該当することについて</p> <p>個人の印影は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>4 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 特定事業者の企業ノウハウや具体的な内部管理情報について</p> <p>ア 違反の事実のうち、客観的な事実に係る部分は、公開することにより特定事業者の社会的な評価の低下を招くなどの事業活動上の正当な利益を明らかに害するとは認められない。</p> <p>イ また、特定事業者が一般に認知度が高いと考えられる企業であることから、製品や製造ライン等の操業に関する情報は、製造に使用する設備の具体的</p>

な規格や雇用状況部分などを除き、公開することにより事業活動上の正当な利益を明らかに害するとは認められない。

ウ 製造に使用する設備の具体的な規格、雇用状況、取引先情報等については、企業ノウハウや労務管理情報としての秘匿性が考えられることから、公開することにより、事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められる。

(2) 設計図面及び写真について

製品や製造ライン等の操業に関する情報であり、特定事業者の事業に係る技術上のノウハウ性が認められ、公開することにより、同種同業の事業者との競争上の利益に影響を与え、事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められる。

(3) 是正指導対象である建築物の間取りや設備の状況について

製品やライン等の操業に関する情報であるが、設計図面及び写真とは異なり、是正指導対象である建築物の間取りや設備の状況に関する客観的な事実であり、特段、技術上のノウハウ性があるとは考えられず、事業活動上の地位等正当な利益を明らかに害するとは認められない。

5 条例第7条第2号及び第4号に該当することについて

事業者の印影は、公開することにより、当該事業者の事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。

6 条例第7条第6号に該当することについて

(1) 具体的な違反建築物の是正指導に関する情報について

ア 詳細な是正指導の過程が記載されている部分については、違反建築物の是正指導の傾向を把握することが一定程度可能となることは否定できないが、本事案に関しては、関係法令等の適正な運用を行う中で、通常想定される行政指導であると推測できるものである。

イ また、議会の審議状況、新聞報道等で既に明らかとなっている情報が含まれているとともに、違反建築物の是正指導に長期間を要しており、業者側には是正の義務があり、行政がどのように是正指導を行い、業者がどのように対応したかについては、事案が解決しているか否かに関わらず、具体的に明らかにし、市民の評価に委ねる要請が強く働いている事案であると考えられる。

ウ さらに、違反建築物の是正指導方針が記載されている部分については、当該方針と実際の是正指導とが概ね一致している場合があることなどからみて、本件について指導方針が記載されている部分は内部判断基準として特段秘匿するに値する情報とは考えられない。

エ ただし、当該情報には、特定事業者等から違反建築物の是正指導の中で聞き取った率直な意見が記載されていることが認められる。当該記載部分は、あくまでも本市が行う行政指導の中で引き出した特定事業者等の率直な意見であることが認められるため、公開することにより、違反事業者等の率直な意見又は真摯な対応を求めることが困難になるなど、今後の本市が行う同種の違反建築物の是正指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

(2) 関係機関から得た情報について

ア 実施機関が主張する関係機関とは、京都市南保健所、京都府南（九条）警察署及び国土交通省であるが、いずれも違反建築物の是正指導を行うに当たっ

	<p>て、関係法令等の適正な運用を行ううえで、通常想定される範囲内で職務上、提供又は取得した情報であると推測される。</p> <p>イ 本事案に関しては、議会の審議状況、新聞報道等で既に明らかとなっている情報が含まれているとともに、実施機関及び関係機関は所管する関係法令等に基づき特定事業者に対し法令を遵守するよう適正な指導等を行う責務がある。</p> <p>したがって、当該情報を公開することにより、実施機関が当該関係機関との間において、職務上、法令等に基づく必要な連絡調整及び情報収集ができなくなることは考えられない。</p> <p>ウ ただし、京都府南（九条）警察署の警察職員の氏名及び捜査に係る具体的な情報については、公開することにより、警察署が行う今後の捜査事務等の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>エ さらに、国土交通省からの個別の照会事項については、公開することにより、国土交通省が行う今後のホットラインステーション事業等の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>オ また、国土交通省との電子メールの一部に、職務上作成し、又は取得した文書とは考えられない記載部分が含まれていることが認められるが、当該記載部分については、公文書公開請求の対象外として処理すべきものと判断する。</p> <p>カ なお、京都市南保健所については、条例に規定する実施機関である市長に含まれるものであり、関係機関と解するのは相当でない。</p>
--	--